

榛東村訓令甲第 44 号（企）

本 庁
出先機関

榛東村タクシー利用料金助成事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 9 日

榛東村長 南 千晴

榛東村タクシー利用料金助成事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、交通手段に制約のある交通弱者等の日常生活の利便性向上に資するため、実証試験として実施する榛東村タクシー利用料金助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 榛東村内を営業区域とし、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定により国土交通大臣の許可を受けた一般旅客自動車運送事業を行う事業者をいう。
- (2) タクシー利用料金 法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた運賃（割増運賃を除く。）及び迎車回送料金をいう。
- (3) 運行事業者 村長がこの事業に関する委託契約書を締結したタクシー事業者をいう。

（助成内容）

第 3 条 村長は、予算の範囲内で、タクシー利用料金から第 10 条に規定する利用者負担額を差し引いた額を助成するものとする。

2 利用者負担額がタクシー利用料金を上回っていた場合であっても、その差額は還付しない。

（助成区間）

第 4 条 事業の助成の対象となる区間は、別表に掲げるとおりとする。

（助成対象期限）

第 5 条 助成の対象となる期限は、令和 7 年 2 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日までの毎日とし、時間は午前 5 時から午後 10 時までとする。ただし、令和 7 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日、及び令和 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間を除く。

2 前項の期限内であっても、当該予算の終了をもって、事業を終了する。

（助成対象者）

第6条 事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、榛東村内に住所を有する15歳以上の者とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者は除く。

（助成の限定）

第7条 助成対象者が事業による助成を受けタクシーを利用できるのは、第4条に掲げる助成区間を移動する場合に限る。

2 前項の場合において、1運行とは乗車地から目的地までのことをいい、助成対象者は乗車地、目的地及びその区間内でタクシーを待機させ、独占的に利用を続けてはならない。

（利用者登録）

第8条 事業によりタクシーの利用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ榛東村タクシー利用料金助成事業利用者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書に代えて、当該申請書に記載すべき事項を入力した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、村指定の電子申請を用いて村長に提出することができる。

3 村長は、申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者1人につき、24枚の榛東村タクシー利用料金助成事業利用回数券（別記様式第2号。以下「利用回数券」という。）を交付するものとする。

（利用方法）

第9条 前条第3項の規定により、利用回数券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が事業によりタクシーを利用しようとする場合は、あらかじめその旨を運行事業者へ申し出なければならない。

2 前項の場合において、利用者はあらかじめ利用回数券に必要事項を記載し、タクシーを降車する際に次条に規定する利用者負担額とともに利用回数券を1運行当たり1枚、タクシー乗務員に渡さなければならない。

（利用者負担額）

第10条 利用者の1運行当たりの負担額は、別表のとおりとする。

（利用資格の喪失）

第11条 利用者は、次に掲げる場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 榛東村外に転出したとき。

2 前項の規定により利用資格を喪失したときは、利用回数券を返還させるものとする。

(不正利用の禁止)

第 12 条 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前条の資格を喪失した後に、利用回数券を使用すること。
- (2) 利用回数券を利用者以外に譲渡すること。
- (3) 不正な目的又は方法で、利用回数券を使用すること。

(利用回数券の返還等)

第 13 条 村長は、利用者等が前条の規定に違反したときは、利用回数券の利用を停止させ、不正に利用した助成金相当額を請求することができる。

(利用状況記録)

第 14 条 運行事業者は、榛東村タクシー利用料金助成事業運行状況報告書（別記様式第 3 号。以下「運行状況報告書」という。）に利用者の利用状況を記録しなければならない。

(請求等)

第 15 条 運行事業者は、毎月初日から月末までに受領した利用回数券を集計し、翌月の 10 日までに、榛東村タクシー利用料金（榛東村助成金）請求書（別記様式第 4 号）に運行状況報告書及び利用回数券を添付し、村長に請求するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求の日から 30 日以内に運行事業者に支払うものとする。

(利用状況の調査)

第 16 条 村長は、利用者の利用状況について随時調査することができる。

(アンケート調査の協力)

第 17 条 利用者は、事業に関するアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。

(この訓令の失効)

この訓令は、第 5 条の規定による事業の終了をもって、その効力を失う。ただし、第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定を除く。

附 則 (令和 7 年訓令甲第 25 号)

この訓令は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。ただし、第 4 条、第 8 条第 3 項ただし書、別表及び別記様式第 2 号の改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年訓令甲第 16 号)

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。ただし、別表、別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条・第10条関係）

助成区間	利用者負担額
榛東村内を乗車地とし、榛東村内を目的地とする区間	500 円
榛東村内を乗車地とし、群馬総社駅を目的地とする区間又はその逆の区間	1,500 円
榛東村内を乗車地とし、八木原駅を目的地とする区間又はその逆の区間	1,500 円
榛東村内を乗車地とし、イオンモール高崎を目的地とする区間又はその逆の区間	1,500 円
榛東村内を乗車地とし、ジョイホンパーク吉岡を目的地とする区間又はその逆の区間	1,500 円

榛東村長 様

榛東村タクシー利用料金助成事業 利用者登録申請書

榛東村タクシー利用料金助成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

住 所	〒370-35 北群馬郡榛東村大字			(長岡 山子田 新井 広馬場 上野原)	番地
ふりがな			性 別		男 ・ 女
氏 名					
生年月日	年 月 日生 (年齢 歳)				
電話番号	自宅・携帯・その他 ()				
確認・同意事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 注意事項の確認について</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> この事業は一般タクシーの利用が対象であり、利用回数券は福祉タクシーには利用できません。 <input type="checkbox"/> 利用回数券と「榛東村福祉タクシー利用券」は併用できません。 <input type="checkbox"/> この事業の予算が終了した場合、その時点で利用回数券は使用できません。 <input type="checkbox"/> 私が支払対象の助成金（タクシー利用料金と利用者負担額の差額）が、運行事業者に支払われることに同意します。 <input type="checkbox"/> タクシー利用時に本人確認を求められたら、身分証を提示します。 <input type="checkbox"/> この事業の要綱の内容を了承しました。 				
右の内容を確認の上、 <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。 (例： <input checked="" type="checkbox"/>) ※全ての項目にチェックがない場合、申請できません。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 利用者アンケートについて</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> アンケート回答に同意します。 利用者を対象に、後日アンケートを実施させていただきます（アンケートは統計的に集計しますので、回答者の個人名を公表することはありません。）。 				

別記様式第2号（第8条関係）

利用者No. ○○○○○○					
榛東村タクシー利用料金助成事業 利用回数券					
利用会社					
利用日時	年	月	日	時	分
利用者名		居 住 自治会	区		
<p>※本券と利用者負担額をタクシー乗務員に渡してください。</p> <p style="text-align: right;">発行者 榛東村長 印</p> <p style="text-align: right;">有効期限：令和9年3月31日</p>					

(表)

乗車地		目的地			
乗車人数	人				
利用者負担額 (①)	<input type="checkbox"/> 500円 (村内) <input type="checkbox"/> 1,500円 (群馬総社駅・八木原駅・イオンモール高崎・ジョイホンパーク吉岡)				
タクシー 利用料金 (②)		円	助成金 (②-①)		円

(裏)

別記様式第4号（第15条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住 所

運行事業者

代表者氏名

榛東村タクシー利用料金（榛東村助成金）請求書

年 月分の榛東村タクシー利用料金助成事業に係る助成金について、榛東村タクシー利用料金助成事業実施要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額			円
金融機関	(金融機関名) 銀行・農協・労金 信組・信金	(本店又は支店名) 本店・本所 支店・支所 出張所・営業所	
預金口座	種類	普通・当座・その他()	
	番号		
口座名義人	(フリガナ)		

※榛東村タクシー利用料金助成事業運行状況報告書及び利用回数券を添付してください。